

個人情報保護についての国際基督教大学高等学校の基本的方針

国際基督教大学高等学校は、世界人権宣言の原則に立ち、個人の人権保障、人格尊重のため、個人に関する情報が慎重に取り扱われるべきことを深く認識します。教育機関としての本校は、生徒の個人情報はもとより、保護者や卒業生、教職員の個人情報も数多く取り扱っていることから、個人情報の不正使用や流出を防ぎ、それを適切に管理・使用していくためには、教職員の個人情報保護への意識向上が重要な課題となります。

2005年4月に「個人情報の保護に関する法律」が施行されることにともない、本校は以下のとおり個人情報保護に関する基本的方針を定め、その取り組みを継続していきます。

1. 国際基督教大学高等学校は、個人情報保護に関する法令・規則・規範を守ります。また、本校の規定、取扱要領等を法令・規則・規範に適合させて施行します。
2. 国際基督教大学高等学校教職員は、個人情報保護の重要性を認識し、生徒、保護者、教職員、卒業生等の個人情報を適切に利用し、また、それを保護するための規則、取扱要領等を定め誠実に実施していきます。
3. 国際基督教大学高等学校は、個人情報保護管理体制を確立するとともに、個人情報の収集、管理、利用及び提供に関する諸規程を定め、適切に取り扱います。
4. 国際基督教大学高等学校は、個人情報の正確性、安全性を確保するため、個人情報の不正アクセス防止、滅失防止、改ざん及び漏えい防止、正確性及び最新性の維持、不要になった情報の廃棄又は消去に安全対策を講じます。

2005年4月1日

学校法人国際基督教大学
理事長 橋 本 徹
国際基督教大学高等学校
校長 長 埜 紘

●用語の定義（学校法人国際基督教大学個人情報の保護に関する規則（以下「規則」という。）第2条関連）

- (1) 生徒等 [生徒・卒業生・退学者]
- (2) 教職員等 [専任教職員・非常勤教職員・パートタイマー・派遣職員・委託業者]
- (3) 保護者等 [生徒の保護者・保証人]
- (4) 来校者等 [入学志願者・学校説明会参加者・進学相談者・資料請求者等]

●個人情報の定義（規則第2条関連）

本校における「個人情報」とは、前項に定める者の個人に関する情報であって、記載内容（氏名・生年月日・住所・電話番号、ID番号、受験番号）などにより特定の個人が識別され、又は識別され得るもの全てをいいます。

●個人情報収集目的（規則第5条、第6条関連－様式1）

個人情報の収集は、次の業務に必要な範囲から、できる限り利用目的を特定し、公表又は本人に通知し、適法、適正かつ公正な手段によって収集します。なお、新たな情報収集にあたっては、委員会の承認を受けて実施します。

- (1) [生徒]
 - ・校務、教務、生徒指導、進路指導に関する業務
- (2) [卒業生・退学者]
 - ・卒業、成績、在籍等の証明に関する業務
- (3) [教職員（専任・非常勤・パートタイマー・派遣職員・委託業者）]
 - ・人事、給与、労務、厚生、採用、保険及び学校組織運営に関する業務
- (4) [保護者・保証人]
 - ・学費納入、父母の会運営、学業関連、その他連絡・通知に関する業務
- (5) [入学志願者]
 - ・入学相談、帰国生徒認定、入学試験に関する業務
- (6) [来校者等]
 - ・資料請求発送、諸行事案内、学校説明会案内、相談会案内等に関する業務

●個人情報の利用及び提供（規則第7条、第8条関連－様式2）

個人情報の利用及び提供は、収集目的の範囲内でを行います。なお、このほかに、次の場合は情報提供することがあります。

- ・あらかじめ本人の同意があるとき。
- ・法令・法規に基づく場合
- ・個人の生命、身体に影響する緊急・危急のとき。
- ・業務上あるいは教育上必要であり、本人の権利利益を不等に侵害する恐れがない場合
- ・同一性確認を目的として公的機関から依頼があり、委員会の承認を得たとき。
- ・その他委員会が正当と認めたとき。

●自己の個人情報の開示と手続き（規則第11条、第12条関連－様式3・4）

原則として、本人からの開示請求があり、理由が適正であると部署長（教頭・センター長・事務長）が認めた場合、開示に応じます。生徒からの開示請求は、内容によっては保護者による請求が必要となる場合があります。また、証明書発行を伴う開示については、料金を徴収します。開示手続は、該当する個人情報の取扱部署が窓口となります。なお、次の場合は開示しないことがあります。

- (1) 個人情報が個人の選考、評価、診断等に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当である場合
- (2) 本校の適正な教育活動や業務実施に著しい支障をおよぼすおそれがあるとき。

●自己の個人情報の訂正又は削除（規則第13条関連）

生徒及び教職員は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認めたときは、所定の手続き（開示請求手続に準じて）により訂正又は削除を請求することができます。

●個人情報の安全管理（規則第9条関連）

個人情報の不正アクセス、滅失防止、改ざん及び漏えい防止、正確性及び最新性の維持、不要になった情報の廃棄又は消去に安全対策を講じます。

●個人情報管理責任者（規則第4条関連）

個人情報管理責任者を置き、全学的な個人情報の保護活動の実施及び運用に関する責任と権限を与えます。

●個人情報の外部委託（規則第10条関連）

個人情報に関する業務を学外に委託する場合は、安全・確実な委託先を選定し、個人情報保護に係る契約書を添付し、個人情報保護委員会に届け出て承認を得たうえで実施します。

●個人情報保護に関する体制（個人情報保護委員会－規則第3章）

本校が保有する個人情報の保護に関する方針、規則、計画、実施、監督、見直し等全般にわたり審議するための組織を設置し、適正かつ継続的に取り組んでいきます。

- ・名称：個人情報保護委員会
- ・権限：前項までに定めるほか、次の権限を有します。
 - (1) 個人情報に関する重要事項を審議決定すること。
 - (2) 個人情報管理責任者に対して、審議上必要な資料提出を求め、又は意見聴取を行うこと。
 - (3) 審議結果に基づき、個人情報保護管理責任者に対して、助言、指導又は勧告を行うこと。
- ・構成：委員長（教頭）委員（事務長・センター長）

●個人情報に関する事務局（問い合わせ先）

電話番号 0422-33-3401

FAX 0422-33-3376